



「撮像装置」事件

(知財高判令和7年5月15日 令和5年(行ケ)第10121号¹)

概要

(1) 審決取消訴訟において、サポート要件、明確性要件、実施可能要件が争点となった事例(本稿では、サポート要件の一部争点に関する判断のみ検討)。

(2) 裁判所は、特許請求の範囲の記載はサポート要件に違反しないと判断し、原告の請求を棄却した(特許庁審決を維持)。

対象特許(特許第6244501号²)

【請求項1】

撮像素子を有する本体と、
前記本体の一面に沿って配置された矩形のディスプレイと、
前記ディスプレイを前記本体に可動に連結しているヒンジユニットと、を備え、
前記ヒンジユニットは、前記ディスプレイの直交する二辺のうち一辺に沿って延びる第1軸上の一対の第1ヒンジによって前記第1軸まわりに回動可能に前記本体に連結された支持部を含み、

前記ディスプレイは、前記ディスプレイの直交する二辺のうち他辺に沿って延びる第2軸上の一対の第2ヒンジによって前記第2軸まわりに回動可能に前記支持部に支持されており、

前記一対の第1ヒンジの一方は前記一対の第2ヒンジの間に配置されている撮像装置。

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

特許文献1に記載されたデジタルカメラのヒンジユニット3では、…(略)…ヒンジユニット3がディスプレイ2よりも大きくなっている。一対の第1ヒンジ4のような機構が、ディスプレイ2の外側に突出して配置されてデジタルカメラの外観に露呈していると、デジタルカメラの意匠性が損なわれる。

【0008】

本発明は、上述した事情に鑑みなされたものであり、ディスプレイを本体に可動に連結するヒンジユニットを小型化できる撮像装置を提供することを目的とする。

※先行技術文献(特許文献1:特許第5461738号³)

本件発明の構成(図3)	先行技術文献の構成(図31)

¹ <https://www.courts.go.jp/hanrei/94108/detail8/index.html>

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2017-542935/10/ja>

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2013-246731/10/ja>

裁判所の判断

本件審決では、本件発明の課題1「対の第1ヒンジ4のような機構が、ディスプレイ2の外側に突出して配置されてデジタルカメラの外側に露呈していると、デジタルカメラの意匠性が損なわれること」については、請求項1に記載された発明特定事項には、ヒンジユニットを覆う「カバー16」に相当する記載がないため、請求項1の記載では、当業者が課題1を解決することができるかと認識することはできないと判断されたが、課題2「ディスプレイを本体に可動に連結するヒンジユニットを小型化できる撮像装置を提供すること」については、発明の詳細な説明によれば、当業者が少なくとも当該発明の課題2を解決できると認識できる範囲のものであるといえるから、特許請求の範囲の記載がサポート要件に違反するということはできないと判断された。

これに対して、原告は、「本件明細書等の図3によれば、本件発明1については、ヒンジブラケット30の長さがディスプレイのカバー16の内部に常に含まれており、この点は本件発明6についての図18でも同じであるから、本件発明は、先行技術文献である甲第2号証における発明に比較して、小型化に寄与しない。」と主張した。

しかし、裁判所（知財高裁）は、「甲第2号証に示された従来技術では、本体と連結している「第1ヒンジ」（4a）の一方がそれと直交する軸の「第2ヒンジ」（5a）の間に配置されていない構造であったため、「第1ヒンジ」（4a）間の直方体の空間が空いてしまい、ディスプレイが同じサイズであるとすれば、その直方体の空間の分だけ撮像装置が大型化してしまうという課題があったところ（【0007】【0008】【0011】、図31）、本件発明は、例えば請求項1において「一对の第1ヒンジの一方は前記一对の第2ヒンジの間に配置されている」との構成を採用することにより（請求項6でも同様の構成を採用している）、一对の第1ヒンジからなる軸が第2ヒンジの内側に隠れるため、ヒンジユニットが小型化し、ディスプレイが同じサイズであるとすれば、従来技術の第1ヒンジ間に形成される直方体の空間の分だけ撮像装置を小型化できることは明らかである。」と判断した。

まとめ

原告は、本件発明が甲第2号証（特許文献1）における発明に比較して小型化に寄与しない（課題2を解決しない）と主張したが、裁判所は、本件発明の「一对の第1ヒンジの一方は前記一对の第2ヒンジの間に配置されている」との構成等に基づき当該主張を斥けた。なお、本件審決では、本件明細書の【発明が解決しようとする課題】（上記参照）に基づいて、本件発明の課題として課題1および課題2が認定されたが、本件発明は課題2を解決できると認識できる範囲のものであるため、サポート要件に違反しないと判断されていた。これは、[特許・実用新案審査基準第II部第2章](#)（発明の詳細な説明の記載から複数の課題が把握できる場合は、そのうちのいずれかの課題を解決するための手段が請求項に反映されている必要がある）に沿ったものであると考えられる。

課題1について、被告は「本件審決が課題1として認定したデジタルカメラの意匠性（ヒンジ機構の外観への露呈）は、本件明細書等に記載された発明の普遍的な課題ではない」と主張している。本件発明により課題2が解決されることを前提とすれば、仮に、本件明細書に課題1の記載がなかったとしても、サポート要件に関する判断は同じであったであろうとも考えられる。サポート要件の判断以外に、権利範囲の解釈等にも影響し得ることをふまえると、特に【発明が解決しようとする課題】には、請求項との対応関係を十分に意識した上で発明の中核となる課題を記載することが求められる。

キーワード 特許、サポート要件（36条6項1号）

[担当] 深見特許事務所 勝本 一誠

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。